

## 保険法の見直しに関する中間試案（案）

- （前注）1 保険法の見直しは、商法（明治32年法律第48号）第2編第10章（第629条から第683条まで）の保険契約に関する規定を中心とする契約法上の規律（契約の成立、変動及び終了等に関する規定）を対象とし、同法第3編第6章（第815条から第841条まで）の海上保険契約に固有の規定は対象としない（ただし、第815条第2項参照）。
- 2 第2以下において「損害保険契約」と「生命保険契約」と「傷害・疾病保険契約」とに分けて記載しているが、この中間試案では、傷害又は疾病によって生じる損害（費用等）をてん補する契約（以下「損害てん補方式の傷害・疾病保険契約」という。）を損害保険契約として整理している。なお、「【各契約共通事項】」を付した事項は、これらに共通する事項である。
- 3 第2以下の各項目の（注）において各規律の性質（強行規定か任意規定か）について記載しているが、海上保険契約や再保険契約その他〔一定の契約〕については、この記載にかかわらず、各規律を強行規定の対象から外す（任意規定とする）ものとする。この「一定の契約」の具体的な内容（いわゆる企業保険契約をどこまでこれに含めるか等）や、具体的にどの規律を強行規定の対象から外すかについては、保険契約の種類による特性から任意規定とすべきものと事業活動に密接に関連するという特性から任意規定とすべきものとがあること等を踏まえて、なお検討する。

## 第1 保険法の適用範囲

現行商法の保険契約に関する規定が適用又は準用の対象としているもの（保険を営業としてする者を保険者とする保険と相互保険）だけでなく、契約として実質的にこれらと同様のもの（共済等）も、適用範囲に含めるものとする。

（注1） 保険法（第2以下の各規律）の適用の対象となる「保険」の意義については、例えば、「保険、共済その他いかなる契約の類型であるかを問わず、発生するかどうか又は発生の時期が不確定な一定の事故（一定の偶然の事故）が発生する危険に備えるために、多数の者がその危険に応じて保険料を拠出し、事故が発生した場合にその拠出を受けた者が金銭の支払その他の給付をし、危険への備えを実現することを内容とする仕組み」をいうとすることが考えられるが、これを法文上規定することの当否を含め、なお検討する。

（注2） 保険契約に関する総則的な規律として、保険者、保険契約者その他の関係当事者は、保険契約の締結から終了に至るまで、信義に従って誠実に行動し、必要に

応じて互いに協力するよう努める旨を定めることについては、なお検討する。

現行商法の参考条文 第664条、第683条第1項

## 第2 損害保険契約に関する事項

### 1 損害保険契約の成立

#### (1) 損害保険契約の意義

損害保険契約は、当事者の一方が一定の偶然の事故によって相手方又は第三者に生ずることのある損害をてん補することを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

(注) 損害のてん補の方法には、金銭の支払のほか、金銭の支払以外の方法による給付（いわゆる現物給付）も含まれる（3(1)参照）。

現行商法の参考条文 第629条

#### (2) 損害保険契約の目的（いわゆる被保険利益）

損害保険契約は、金銭に見積もることができる利益に限り、その目的とすることができるものとする。

(注) 強行規定（これに反する約定が無効とされる規定をいう。）とする。

現行商法の参考条文 第630条

#### (3) 危険に関する告知 【各契約共通事項】

##### ア 契約の解除の要件

保険者が保険契約の締結に際し、保険契約者又は被保険者に対して危険に関する重要な事項につき事実の告知を求めた場合において、保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失によって当該事項について事実の告知をしなかったときは、保険者は、保険契約の解除をすることができるものとする。

(注1) 「告知をしなかった」とは、不実の告知をした結果ある事実が告知されなかった場合を含むものである。

(注2) 契約が更新された場合における告知に関する規律の在り方については、なお検討する（契約の更新については、他の項目においてもその規律の在り方について検討する必要がある。）。

(注3) 片面的強行規定（損害保険契約においては、基本的にこれに反する約定で保険契約者又は被保険者に不利なものが無効とされる規定をいうが、その意味については個々の規律ごとに検討する必要がある。）とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第644条第1項本文

#### イ 保険者が契約の解除をすることができない場合

アにかかわらず、

保険者が保険契約者又は被保険者において告知をしなかった事実を知り、又は過失によってこれを知らなかつたときは、保険者は、保険契約の解除をすることができないものとする。

〔保険者の使用人等のうち告知を受領する権限を有しない者が保険契約者又は被保険者において事実の告知をすることを妨げたなど一定の場合〕には、保険者は、保険契約の解除をすることができないものとする。

(注1) における規律の在り方については、〔 〕内の「保険者の使用人等」の範囲、要件設定に当たつて保険者の使用人等と保険契約者又は被保険者の告知の際の行為の態様を考慮すること等を含め、なお検討する。

(注2) 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第644条第1項ただし書

#### ウ 解除権の除斥期間

アによる解除権は、保険者が解除の原因を知つた時から1か月間行使しないときは、消滅するものとする。保険契約の成立の時から5年を経過したときも、同様とするものとする。

(注) 強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第644条第2項

#### エ アによる解除の効果

A案 アによって契約の解除がされる前に保険事故が発生していたとしても、保険契約者又は被保険者が告知をしなかつた事実と当該保険事故との間に因果関係がないことを保険契約者において証明した場合を除き、保険者は責任を全部免れるものとする。

B案 アによって契約の解除がされる前に保険事故が発生していたとしても、

保険契約者又は被保険者に故意があつた場合には、保険契約者又は被保険者が告知をしなかつた事実と当該保険事故との間に因果関係がないことを保険契約者において証明した場合を除き、保険者は責任を全部免れるものとし、

保険契約者又は被保険者に重大な過失があつた場合には、

(ア) 正しい告知がされていたとすれば保険者が保険契約を締結しな

かつたであろう場合には、保険契約者又は被保険者が告知をしなかった事実と当該保険事故との間に因果関係がないことを保険契約者において証明した場合を除き、保険者は責任を全部免れるものとし、

(1) (ア)以外の場合（例えば、正しい告知がされていたとすれば保険者がより高い保険料で契約を締結したであろう場合）には、保険契約者又は被保険者が告知をしなかった事実と当該保険事故との間に因果関係がないことを保険契約者において証明した場合を除き、〔一定の方法〕により保険金が減額されるものとする。

（注1） A案及びB案は、いずれもアによる契約の解除の効力が将来効であることを前提としている（4(4)参照）。

（注2） B案を採用する場合には、（1）の「一定の方法」の具体的な内容、正しい告知がされていたとしても保険者が契約を締結したかどうかや〔一定の方法〕によって算出（削減）される保険金の額はいくらか等の証明責任を誰が負うことすべきか、保険契約者又は被保険者が告知をしなかった事実と当該保険事故との間に因果関係がないことを保険契約者において証明した場合に保険者が保険金を全額支払うこととすべきか等について検討する必要がある。

（注3） 片面的強行規定とする方向であるが、B案を採る場合におけるその当否を含め、なお検討する。

#### 現行商法の参考条文 第645条

##### （危険に関する告知関係後注）

保険契約の締結時に保険者が保険契約者又は被保険者に対して他の保険契約（被保険者と保険の目的物と保険事故が同一の保険契約）が締結されているかどうか及びその内容を告知するように求めることができ、保険契約者又は被保険者がこれを告知しなかったときは、保険者は一定の要件の下で保険契約の解除をすることができる旨の規律を設けることについては、なお検討する（保険契約の締結後の他の保険契約の通知については2(1)の（危険の増加関係後注）3、保険事故発生時の他の保険契約に関する規律については3(6)のアの（注2）、他の保険契約と重大事由による解除については4(2)の（注2）参照。）

#### （4）第三者のためにする損害保険契約 【各契約共通事項】

被保険者が第三者であるときは、その第三者は、当然に保険契約の利益を享受するものとする。

（注1） 現行商法第647条の規定の実質的内容（保険契約は第三者のためにも締結することができ、この場合には保険契約者が保険料支払義務を負うとの規律）

を維持することを前提としている（1(1)も同様である。）。

（注2） 現行商法第648条前段の規定（保険契約者が被保険者から委任を受けないで損害保険契約を締結した場合の規律）は、削除するものとする。

（注3） 強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第647条、第648条

#### （5）遡及保険 【各契約共通事項】

保険者が保険契約の成立前に発生した保険事故による損害をてん補する旨の定めは、次に掲げる場合を除き、その効力を有するものとする。

（ア）保険契約者によって契約の申込みの通知が発せられた時に保険契約者又は被保険者が既に保険事故が発生していることを知っていたとき

（イ）保険者が契約の承諾の通知を発した時に保険事故が発生していないことを知っていたとき

（注1）（イ）の範囲については、なお検討する。

（注2）片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第642条

#### （6）損害保険契約の無効・取消しによる保険料の返還 【各契約共通事項】

次に掲げる事由により保険契約が無効であり、又は取り消された場合には、保険者は、保険料の返還をする義務を負わないものとする。

（ア）保険契約者又は被保険者が保険者に対して詐欺を行ったこと。

（イ）（ア）に掲げる場合（保険契約の成立時に保険者が既に保険事故が発生していることを知っていた場合を除く。）に当たること。

（注1）（ア）及び（イ）のほか、保険者が保険料を返還する義務を負わないものとすべき場合があるかについては、なお検討する（この規律は民法（明治29年法律第89号）第703条の規定の特則であり、同法第705条や第708条が適用される場合（例えば、公序良俗違反による無効（同法第90条）の場合等）には、これらの規定により保険者は保険料の返還をする義務を負わないこととなる。）。

（注2）片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第643条

#### （7）保険証券 【各契約共通事項】

保険者は、保険契約の成立後、遅滞なく、保険契約者に対し、保険証券を交付しなければならないものとする。

保険証券には、次に掲げる事項を記載し、保険者がこれに署名し、又は

記名押印しなければならないものとする。

(ア) 保険の目的物

(イ) 保険事故

(ウ) 保険価額を定めたときは、その価額（3(4)イ参照）

(エ) 保険金額

(オ) 保険料及びその支払の方法

(カ) 保険期間

(キ) 保険契約者の氏名又は名称

(ク) 被保険者の氏名又は名称

(ケ) 保険契約の締結の年月日

(コ) 保険証券の作成の年月日

（注1） 現行商法第649条第2項第9号の「保険証券ノ作成地」は、法定の記載事項として掲げない方向で、なお検討する。

（注2） 任意規定とする方向で、なお検討する（保険証券の記載事項を電磁的方法によって提供する旨の約定等も許容される。）。

**現行商法の参考条文 第649条**

（損害保険契約の成立関係後注）

保険契約の募集や締結の際の規律（例えば、保険契約者側に対する情報提供に関する規律、これをしなかった場合の効果に関する規律等）を契約法上設けることについては、なお検討する。【各契約共通事項】

## 2 損害保険契約の変動

### （1）危険の増加 【各契約共通事項】

ア 故意又は重大な過失によって遅滞なく通知がされなかった場合

保険契約の締結後、当該契約の締結に際して保険者から告知を求められた危険に関する重要な事項についての事実（1(3)ア参照）のうち、保険者から通知を求められたものに変更が生じたことによって危険が増加したときは、保険契約者又は被保険者は、これを知った後、遅滞なく、保険者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失によってによる通知をしなかったときは、保険者は、保険契約の解除をすることができるものとする。

に定める危険の増加があった後 によって契約の解除がされる前に保険事故が発生していた場合の効果については、1(3)エと同じ。

(注) 片面的強行規定とする方向でなお検討するが、については1(3)工の(注1)から(注3)まで参照。

現行商法の参考条文 第656条, 第657条第2項, 第3項

#### イ 遅滞なく通知がされた場合等

アの に定める危険の増加があったとき(アの 及びイの に定める場合を除く。)は、保険者は、保険契約者に対し、相当の期間を定め、将来に向かって、危険の増加に応じたものとするのに必要な限度で保険料の増額その他の契約内容の変更をすることを承諾するかどうかをその期間内に確答すべき旨の催告をすることができるものとする。

の場合において、保険契約者がその期間内に保険者に対して承諾する旨を確答したときは、その時から催告の内容に従って契約内容の変更がされたものとみなすものとする。

の場合において、保険契約者がその期間内に保険者に対して確答せず、又は承諾しない旨を確答したときは、確答しなかったときはその期間の満了時に、承諾しない旨を確答したときはその確答の時に、それぞれ契約の解除がされたものとみなすものとする。

アの に定める危険の増加があった場合において、増加した危険が保険契約の締結時に存在していたとすれば保険者が保険契約を締結しなかったであろうときは、保険者は、保険契約の解除をすることができるものとする。

(注1) 契約の解除の効力については、4(4)参照。

(注2) 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第656条, 第657条第1項, 第3項

#### (危険の増加関係後注)

1 アの に定める事実の変更が保険契約者又は被保険者の意思によって生じた場合の規律の在り方(アの の通知を保険契約者又は被保険者において危険が増加すべきことを知った後遅滞なくすべきとするか等)については、ア及びイの規律の内容を踏まえて、なお検討する。

また、これと関連して、ア及びイの解除権の行使可能期間を定めることについては、なお検討する。

2 現行商法第656条及び第657条の規定のうち危険の変更による契約の失効等の規律は、削除するものとする。

3 保険契約の締結後の他の保険契約(1(3)の(危険に関する告知関係後注)参照)の通知に関する規律については、なお検討する。

## (2) 危険の減少 【各契約共通事項】

保険契約の締結後、(1)アの において通知を求められた事実に変更が生じたことによって危険が減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって保険料の減額を請求することができるものとする。

(注1) 減額請求があった場合の保険料の返還については、4の(損害保険契約の終了関係後注)2参照。

(注2) 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第646条

## (3) 超過保険

保険金額が保険価額を超えている場合において、保険金額を減額すれば保険料も減額することとなるときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって保険金額及び保険料の減額を請求することができるものとする。

損害保険契約の成立の時以降、保険金額が保険価額を超えていたときは、保険契約者は、保険者に対し、その超えていた金額に相当する保険料の返還を請求することができるものとする。ただし、保険契約者が損害保険契約の成立の時に保険金額が保険価額を超えていることを知り、又は重大な過失によってこれを知らなかったときは、この限りでないものとする。

(注1) は、契約の成立時から保険金額が保険価額を超えていた場合及び契約の成立後に保険金額が保険価額を超えることとなった場合のいずれの場合も、その超過部分の損害保険契約が有効であることを前提とした規律であり、いずれの場合にも適用されるものである。

(注2) による減額請求があった場合の保険料の返還については、4の(損害保険契約の終了関係後注)2参照。

(注3) 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第631条、第637条

(損害保険契約の変動関係後注)

現行商法第650条の規定(保険の目的物が譲渡された場合の規律)は、削除するものとする。

## 3 保険事故の発生による保険給付

### (1) 保険者の損害てん補責任

保険事故が保険期間中に発生したことによって損害が生じたときは、保険者は、保険金額の限度において、金銭の支払その他の給付によりその損害を

てん補する責任を負うものとする。

(注) 任意規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 なし

## (2) 損害発生の通知 【各契約共通事項】

保険契約者又は被保険者は、保険事故の発生によって損害が生じたことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その通知を発しなければならないものとする。

(注1) 保険契約者又は被保険者が保険者による保険給付のために必要な説明その他の協力をしなければならない旨の規律を設けることについては、これを怠った場合の効果を含め、なお検討する。

(注2) 任意規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第658条

## (3) 損害発生及び拡大の防止

保険事故が発生した場合には、保険契約者及び被保険者は、損害の発生及び拡大の防止に努めなければならないものとする。この場合において、損害の発生又は拡大の防止のために必要又は有益であった費用は、当該費用の額と保険者がてん補すべき損害の額との合計額が保険金額を超えるときであっても、保険者の負担とするものとする。

(注1) 一部保険の場合の損害防止費用の負担については、(5)と同様の規律とするものとする。

(注2) 任意規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第660条

## (4) てん補すべき損害額

### ア 損害額の算定

保険者がてん補すべき損害の額は、その損害が生じた地におけるその時の価額によって定めるものとする。

損害の額の計算に必要な費用は、保険者の負担とするものとする。

(注) 任意規定とする方向で、なお検討する(いわゆる新価保険(保険の目的物の再調達価額によって損害額を算定する旨の約定をいう。)等も許容される。)。

現行商法の参考条文 第638条

## イ 評価済保険

アの にかかわらず，損害保険契約の当事者が保険価額を定めたときは，保険者がてん補すべき損害の額は，当該保険価額によって定めるものとする。ただし，保険者は，当該保険価額がアの の価額を著しく超えることを証明したときは，保険契約者に対し，てん補すべき損害の額の減少を請求することができるものとする。

のただし書の場合には，保険契約者は，保険者に対し，その減少した金額に相当する保険料（被保険者が現に損害保険契約の利益を受けた部分を除く。）の返還を請求することができるものとする。

（注） は任意規定とし（ただし， のただし書の規律に反する約定が利得禁止原則により効力を否定されることもあると考えられる。）， は片面的強行規定とする方向で，なお検討する。

現行商法の参考条文 第639条

#### （5）一部保険

保険事故による損害が生じた時点において保険金額が保険価額に満たない場合には，保険者は，次のとおり損害をてん補する責任を負うものとする。

A案 保険金額の保険価額に対する割合により損害をてん補する。

B案 保険金額の限度において損害の全部をてん補する。

（注） 任意規定とする方向で，なお検討する（A案とB案とでは保険料の算出方法が異なるため，いずれの約定をすることも許容される。）。

現行商法の参考条文 第636条

#### （6）重複保険

ア 各保険者がてん補すべき損害額（各保険者と被保険者との関係）

二以上の保険者が同一の保険の目的物に発生した保険事故によって同一の被保険者に生じた損害をてん補する責任を負う場合には，各損害保険契約における保険金額の合計額が保険価額を超えるときであっても，各保険者がてん補すべき損害の額は，各損害保険契約に基づき当該保険者がてん補すべき損害の額（以下「独立責任額」という。）とするものとする。

（注1） 被保険者は，損害の全部のてん補を受けたときは，これを超えて保険給付を受けることができない。

（注2） 保険者は，保険契約者又は被保険者に対し，上記場合に当たるかどうか及び他の保険契約（1(3)の（危険に関する告知関係後注）参照）の内容や保険金の支払の有無の通知を求めることができるものとすることについては，通知がされなかった場合の効果をどのような場合に定めるかと併せて，なお検討する。

(注3) 任意規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第632条から第635条まで

#### イ 保険者の求償権（保険者間の関係）

アの場合において、保険者が自己の負担部分（各自の独立責任額の割合に応じて損害額を按分した金額をいう。）を超えて損害のてん補をしたときは、当該保険者は、他の保険者に対し、各自の負担部分について求償することができるものとする。

(注1) 求償に関する規律の具体的な内容（求償を認めるべきではない場合があるか等）については、なお検討する。

(注2) 被保険者が保険事故の発生後、一部の保険者に対する保険金請求権を放棄したとしても、他の保険者に対する保険金請求権をも放棄する意思でない限り、他の保険者の責任や求償権の範囲には影響を及ぼさないものとする。

(注3) 任意規定とする方向で、なお検討する（ただし、求償に関する約定をしたとしても、他の保険者の求償権の範囲には影響を及ぼさないと考えられる。）。

現行商法の参考条文 第632条から第635条まで

### (7) 保険金の支払時期 【各契約共通事項】

保険金の支払について期限の定めがないときは、保険者は、保険金の支払の請求を受けた後、保険事故の発生並びに損害の有無及び額の確認のために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わないものとする。

保険金の支払について期限の定めがある場合であっても、その期限が保険金の支払に当たり確認が必要な事項に照らして相当な期間を超えるときは、保険者は、その相当な期間を経過した時から、遅滞の責任を負うものとする。

保険契約者又は被保険者が、又は、の確認を故意に妨げ、又はこれに欠くことのできない協力を正当な理由なく拒み、これによってその確認が遅延することとなったときは、保険者は、その遅延した期間について、遅滞の責任を負わないものとする。

(注1) の「相当な期間」に関し一定の日数を法定することについては、なお検討する。

(注2) は任意規定とし、及び、は片側的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 なし（民法第412条参照）

### (8) 保険金請求権等の消滅時効 【各契約共通事項】

保険金請求権及び保険料返還請求権は、〔2年間〕〔3年間〕行使しない

ときは，時効によって消滅するものとする。

保険料請求権は，1年間行使しないときは，時効によって消滅するものとする。

(注1) 及び の消滅時効は，「権利を行使することができる時」(民法第166条第1項)から進行することとなる。

(注2) 強行規定とする方向で，なお検討する。

現行商法の参考条文 第663条

#### (9) 保険者の免責 【各契約共通事項】

保険者は，次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。

(ア) 保険契約者の故意又は重大な過失

(イ) 被保険者の故意又は重大な過失

(ウ) 戦争，内乱その他これらに準ずる変乱

(注1) 現行商法第641条の「保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗」は，法定の免責事由として掲げない方向で，なお検討する。

(注2) 「地震，噴火その他これらに準ずる天災」を法定の免責事由として掲げることについては，なお検討する。

(注3) 任意規定とする方向で，なお検討する(ただし，保険契約者又は被保険者の故意によって生じた損害をてん補する旨の約定が公序良俗に反する場合もあると考えられる。)。

現行商法の参考条文 第640条，第641条

#### (10) 損害発生後の保険の目的物の滅失

保険の目的物について保険事故による損害が生じた場合には，その後に保険事故以外の原因によって当該目的物が滅失したときであっても，保険者は，その損害をてん補する責任を免れないものとする。

(注) 強行規定とする方向で，なお検討する。

現行商法の参考条文 第659条

#### (11) 残存物代位(全損が生じた場合の保険の目的物の代位)

保険の目的物の全部が滅失した場合において，保険者が被保険者に対しててん補すべき損害の全部をてん補したときは，保険者は，当該目的物について被保険者が有する権利を当然に取得するものとする。ただし，保険者がてん補すべき損害の額が保険価額に満たない場合には，保険者が取得すべき権

利は、保険者がてん補すべき損害の額の保険価額に対する割合によるものとする。

(注) 任意規定とする方向で、なお検討する（ただし、この規律に反する約定が利得禁止原則により効力を否定されることもあると考えられる。）

**現行商法の参考条文 第661条**

#### (12) 請求権代位（被保険者の第三者に対する権利の代位）

保険事故による損害が生じたことにより被保険者が第三者に対して権利を取得した場合において、保険者がその損害をてん補したときは、保険者は、そのてん補した損害の額の限度において、その損害に係る権利を当然に取得するものとする。

にかかわらず、保険者がてん補すべき損害の額が被保険者の損害額に満たない場合において、被保険者の有する権利の額が被保険者の損害額を下回るときは、保険者は、被保険者の有する権利の額から被保険者がてん補を受けていない損害の額を控除した額（保険者がてん補した損害の額がこれに満たないときは、その額）の限度において、に定める権利を当然に取得するものとする。

保険者が、又は、により被保険者の有する権利の一部を取得した場合には、被保険者の権利を害しない範囲内においてのみその権利を行使することができるものとする。

(注1) 現行商法第662条の規定のうち保険契約者の第三者に対する権利についても代位の対象とする規律は、削除するものとする。

(注2) 規律の性質については、(11)の(注)参照。

**現行商法の参考条文 第662条**

#### (保険事故の発生による保険給付関係後注)

- 1 保険金の請求や支払に関する保険者の責務（例えば、保険契約者側に対する説明等）について契約法上の規律を設ける必要があるかについては、なお検討する。【各契約共通事項】
- 2 保険金請求権等の保険者に対する権利に関する一般的な規律として、一定の範囲内で差押えを禁止する旨の規律や保険者の財産に対する一般先取特権を付与する旨の規律を設けることについては、なお検討する。【各契約共通事項】

### 4 損害保険契約の終了

#### (1) 保険契約者による任意解除 【各契約共通事項】

保険契約者は、いつでも保険契約の解除をできるものとする。

(注) 任意規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第653条

## (2) 重大事由による解除（特別解約権）【各契約共通事項】

保険者は、次に掲げる場合には、保険契約の解除をすることができるものとする。

(ア) 保険契約者又は被保険者が保険金を取得し、又は第三者に保険金を取得させる目的で故意に損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合

(イ) 被保険者が当該保険者に対する当該契約に基づく保険金の請求について詐欺を行った場合

(ウ) その他の当該保険者との信頼関係を損ない、当該契約を存続し難い重大な事由がある場合

による保険契約の解除がされた場合には、保険者は、に掲げる事由があった後に発生した保険事故によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。

(注1) による解除権の行使可能期間を定める必要があるかについては、なお検討する。

(注2) において、例えば、他の保険契約（1(3)の（危険に関する告知関係後注）参照）との保険金額の合計額が著しく多額であり、かつ、これによって保険制度の目的に反する事態がもたらされるおそれがある場合を解除事由として掲げることについては、なお検討する。

(注3) は、による契約の解除の効力が将来効であることを前提としている（（4）参照）。

(注4) 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 なし

## (3) 保険者の破産 【各契約共通事項】

保険者について破産手続開始の決定があったときは、保険契約者は、保険契約の解除をすることができるものとする。

による解除がされなかった保険契約は、破産手続開始の決定があった日から3か月を経過したときは、その効力を失うものとする。

(注1) 及び のほか、保険契約における関係当事者の倒産に関する規律を設けるかについては、現行商法第652条の規定（第三者のためにする保険契約における保険契約者の破産の規律）の実質的内容を維持するかを含め、なお検討する。

(注2) 強行規定とする。

現行商法の参考条文 第651条、第652条

#### (4) 解除の効力 【各契約共通事項】

保険契約の解除をした場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずるものとする。

(注) 片面的強行規定とする方向であるが、この当否を含め、なお検討する。

現行商法の参考条文 第645条第1項、第651条第1項ただし書、第653条、  
第657条第1項ただし書

(損害保険契約の終了関係後注)

- 1 現行商法第655条の規定（保険者の責任開始前に保険契約の任意解除がされた場合等に保険者が返還すべき保険料の半額を取得することができる旨の規律）は、削除するものとする。
- 2 いわゆる保険料不可分の原則を画一的に採用することはしないものとする。したがって、保険期間満了前に保険契約が終了したときは、保険者は、原則として、未経過の期間に相当する保険料（ただし、その額について合理的な約定は許容される。）を返還する責任を負うことになる（現行商法第654条の規定の実質的内容は維持される。）と考えられる。保険期間満了前に保険料の減額請求がされたときの保険料の返還についても、同様である。
- 3 保険料不払による契約の解除の保険契約者に対する催告（民法第541条参照）を不要とする約定の効力に関する規律を設ける必要があるかについては、なお検討する。

#### 【各契約共通事項】

### 5 火災保険契約に固有の事項

#### (1) 保険証券の記載事項

火災保険契約（火災によって保険の目的物について生じた損害をてん補する損害保険契約をいう。）の保険証券には、1(7)の に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

(ア) 保険の目的物が建物の場合にあっては、その建物の所在、構造及び用法

(イ) 保険の目的物が動産の場合にあっては、その動産を収納する建物の所在、構造及び用法

(注) 規律の性質については、1(7)の（注2）参照。

現行商法の参考条文 第668条

#### (2) 消防・避難による損害のてん補

消防又は避難のために必要な処分によって保険の目的物について損害が

生じた場合には、当該目的物に火災が発生していないときであっても、保険者は、その損害をてん補する責任を負うものとする。

(注) 任意規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第666条

(火災保険契約に固有の事項関係後注)

- 1 現行商法第665条の規定（火災による損害のてん補の規律）は、削除するものとする。
- 2 現行商法第667条については、6(1)参照。

## 6 責任保険契約に固有の事項

### (1) 保険金からの優先的な被害の回復

責任保険契約（被保険者が損害賠償の責任を負うことによって生じた損害をてん補する損害保険契約をいう。）の被保険者について破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の決定があった場合において、被害者（被保険者が損害賠償の責任を負う相手方をいう。）は、〔一定の要件〕の下で、保険金から優先的に被害の回復を受けることができるものとする。

(注1) 「一定の要件」の具体的な内容については、判決、裁判上の和解等により被保険者の損害賠償責任が確定したことやその確定が保険者の関与の下で行われたことを要件とすること等が考えられるほか、そもそもこの規律を認める場面を、強制保険（法令により被保険者が責任保険契約の締結を義務付けられているもの）に限定すべきとの考え方、被害者が個人の場合やその生命又は身体に損害が生じた場合に限定すべきとの考え方等があることを踏まえて、なお検討する。

(注2) 被保険者について法的倒産手続が開始する前であっても、この規律を認めるべき場面があるかについては、なお検討する。

(注3) 被保険者が複数の被害者に対して損害賠償責任を負い、その損害賠償額の合計額が保険金額を超える場合に関する規律については、なお検討する。

(注4) 被害者が保険金から優先的な被害回復を受けるための法的な枠組みとしては、大別して、次のような2つの考え方があるが、どのような枠組みを採用するかについては、(注1)から(注3)までとも関連して、なお検討する。

( ) 被害者は、保険金額の限度において、被保険者が支払うべき損害賠償額の支払を保険者に対しても請求することができるものとする考え方

( ) 被害者は、被保険者に対する損害賠償請求権に関し、保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有するものとする考え方

(注5) 被害者による保険金からの被害回復の実効性を確保するための規律、保険者の二重弁済の危険を防止するための規律、保険者が被保険者に対する抗弁（免責事

由や支払限度等)を被害者にも対抗することができるようにするための規律その他の必要な規律を設けることについては、(注4)に關しどのような枠組みを採用するかとともに、なお検討する。

(注6) 規律の性質については、なお検討する。

現行商法の参考条文 第667条

## (2) 保険者の免責

保険者は、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。

(ア) 保険契約者の故意

(イ) 被保険者の故意

(ウ) 戦争、内乱その他これらに準ずる変乱

(注) この規律については、3(9)の(注2)及び(注3)参照。

現行商法の参考条文 第640条、641条

## (損害保険契約に関する事項関係後注)

1 1から5まででは、主に、物を保険の目的とする損害保険契約(いわゆる物保険)を念頭に置いた記載をしており、6では、責任保険契約に固有の事項を掲げているが、ほかに責任保険契約に固有の規律を設けるか、物保険及び責任保険契約以外の損害保険契約(いわゆる権利保険、費用保険、損害てん補方式の傷害・疾病保険契約等)についても固有の規律を設けるかについては、なお検討する。

2 運送保険契約に関する現行商法第669条から第672条までの規定は削除する方向で、なお検討する。

3 損害保険契約についてほかに必要な契約法上の規律がないかについては、なお検討する。

## 第3 生命保険契約に関する事項

### (生命保険契約に関する事項関係前注)

1(1)のとおり、生命保険契約には死亡を保険事故とする契約(死亡保険契約)と生存を保険事故とする契約(生存保険契約)とがあり、各項目の規律は基本的に両者に共通の規律であるが、死亡保険契約のみに関する規律については、その旨を(注)に記載している。

## 1 生命保険契約の成立

### (1) 生命保険契約の意義

生命保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者の生存又は死亡に関して一定額の金銭の支払〔その他の一定の給付〕をすることを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる

ものとする。

(注1) 「その他の一定の給付」は、労務や役務（サービス等）の提供等の金銭の支払以外の方法による一定の給付（保険契約において、保険給付の内容が定められ、又は保険給付の内容を客観的な基準で確定することとされている場合における給付をいう。）である。このような規律とすることの当否や他の規律との関係については、なお検討する必要があるため、〔 〕を付している。

(注2) 被保険者が傷害又は疾病を原因として死亡した場合に一定額の保険金を支払う契約（以下「傷害・疾病の死亡給付に関する契約」という。）の契約法上の位置付けについては、第4の（傷害・疾病保険契約に関する事項関係前注）1参照。

現行商法の参考条文 第673条

## (2) 他人を被保険者とする死亡保険契約

### ア 被保険者の同意

他人を被保険者とする死亡保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。ただし、〔一定の場合〕には、この限りでないものとする。

(注1) 同意を書面でしなければ契約の効力を生じないものとすることについては、なお検討する。

(注2) 被保険者が未成年者等の制限行為能力者である場合の規律の在り方については、なお検討する。

(注3) 「一定の場合」（被保険者の同意を効力要件としない場合）の具体的な内容については、被保険者の同意が求められている趣旨を踏まえつつ、なお検討する（保険契約者と保険金受取人と被保険者との関係、保険事故の内容、保険契約者が他人を被保険者とする死亡保険契約を締結する合理性の有無、被保険者の同意を個別的に求めることの必要性・合理性、イの規律が認められる範囲等を踏まえて、検討する必要がある。）

(注4) この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

(注5) 強行規定とする。

現行商法の参考条文 第674条第1項

### イ 被保険者の意思による契約関係からの離脱

被保険者は、〔一定の場合〕には、将来に向かって契約関係から離脱することができ、この場合には、死亡保険契約はその効力を失うものとする。

(注1) 「一定の場合」としては、例えば、被保険者が同意をする前提となっていた事情を欠くに至ったような場合（保険契約者又は保険金受取人が故意に被

保険者を死亡するに至らせようとした場合、被保険者と保険契約者又は保険金受取人との親族関係が終了した場合等)が考えられるが、その具体的な内容については、重大事由による解除の規律(4(2)参照)との関係を含め、なお検討する。

(注2) この規律を実現するための具体的な法律構成については、〔一定の場合〕の内容とも関連して、なお検討する。

(注3) この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

(注4) 規律の性質については、これに反する約定で被保険者に不利なものは無効とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 なし

(他人を被保険者とする死亡保険契約関係後注)

(一定年齢未満の)未成年者を被保険者とする死亡保険契約のうち一定の保険金額を超える部分を無効とすることについては、なお検討する。

### (3) 危険に関する告知 【各契約共通事項】

第2の1(3)と同じ。

(注) 契約の解除がされた場合の保険契約者に対する保険料積立金等の支払については、4(5)参照。

なお、片面的強行規定とは、生命保険契約及び傷害・疾病保険契約においては、基本的にこれに反する約定で保険契約者、被保険者又は保険金受取人に不利なものが無効とされる規定をいうが、その意味については個々の規律ごとに検討する必要がある。

現行商法の参考条文 第644条第2項、第645条、第678条

### (4) 第三者のためにする生命保険契約 【各契約共通事項】

保険金受取人が第三者であるときは、その第三者は、当然に保険契約の利益を享受するものとする。

(注) この規律については、第2の1(4)の(注1)及び(注3)参照。

現行商法の参考条文 第647条、第675条第1項本文、第683条第1項

### (5) 保険金受取人の指定

保険金受取人は、保険契約の締結時に、保険契約者が保険者に対する意思表示によって指定するものとする。

(注) 任意規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第675条第1項

(6) 逸及保険 【各契約共通事項】

第2の1(5)と同じ(ただし、「保険事故による損害をてん補する」を「保険事故について保険金を支払う」とし、(ア)の「被保険者」を「保険金受取人」とする。)

(注) この規律については、第2の1(5)参照((イ)の範囲については、いわゆる責任逸及条項を念頭に置きつつ検討する必要がある。)

現行商法の参考条文 第642条、第683条第1項

(7) 生命保険契約の無効・取消しによる保険料の返還 【各契約共通事項】

第2の1(6)と同じ(ただし、(ア)の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者、被保険者又は保険金受取人」とする。)

現行商法の参考条文 第643条、第683条第1項

(8) 保険証券 【各契約共通事項】

保険者は、保険契約の成立後、遅滞なく、保険契約者に対し、保険証券を交付しなければならないものとする。

保険証券には、次に掲げる事項を記載し、保険者がこれに署名し、又は記名押印しなければならないものとする。

- (ア) 保険契約の種類
- (イ) 保険事故
- (ウ) 保険金額
- (エ) 保険料及びその支払の方法
- (オ) 保険期間
- (カ) 保険契約者の氏名又は名称
- (キ) 被保険者の氏名
- (ク) 保険金受取人の氏名又は名称
- (ケ) 保険契約の締結の年月日
- (コ) 保険証券の作成の年月日

(注) 及びについては、第2の1(7)の(注1)及び(注2)参照。

現行商法の参考条文 第649条第1項、第679条、第683条第1項

(生命保険契約の成立関係後注)

保険契約の募集や締結の際の契約法上の規律については、第2の1の(損害保険契約

の成立関係後注) 参照。 【各契約共通事項】

## 2 生命保険契約の変動

### (1) 保険金請求権の譲渡等

保険事故の発生前にする死亡保険契約に基づく保険金請求権の譲渡又は質入れは、被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。

死亡保険契約における保険契約者の変更(保険契約者が保険契約者としての権利義務を第三者に承継させることをいう。)についても、と同様とするものとする。

(注) 及びについては、1(2)アの(注1)から(注5)まで参照。

現行商法の参考条文 第674条第2項, 第3項

### (2) 保険金受取人の変更

#### ア 保険金受取人の変更に関する通則

保険契約者は、保険事故が発生するまでの間、保険金受取人の変更をすることができるものとする。

他人を被保険者とする死亡保険契約の保険金受取人の変更は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。

(注1) によって第三者が保険金受取人となったときに当然に保険契約の利益を享受することについては、1(4)参照。

(注2) 現行商法第675条第2項の規定(保険契約者が死亡した場合の規律)は、削除するものとする(したがって、保険契約者が死亡したときは、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を表示していた場合を除き、により、その相続人が保険契約者として保険金受取人の変更をすることができることとなる。)。

(注3) については、1(2)アの(注1)から(注3)まで参照。

(注4) は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

(注5) は任意規定とする方向で、なお検討する。は強行規定とする。

現行商法の参考条文 第674条第1項, 第675条, 第677条第2項

#### イ 生前の意思表示による保険金受取人の変更

A案 保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によって、するものとする。

B案 保険金受取人の変更は、保険者、保険金受取人又は変更によって保険金受取人になるべき者に対する意思表示によって、するも

のとする。

保険金受取人の変更は、その通知を発した時に、その効力を生ずるものとする。

保険金受取人の変更は、保険契約者が保険者に通知をしなければ、保険者に対抗することができないものとする。

(注1) のA案を採用すると、通常は、保険金受取人の変更の意思表示の到達によっての「通知」もされたことになると考えられる( B案を採用した場合において、保険者に対する意思表示によって保険金受取人を変更したときも、同様である。)が、その意思表示が到達しなかったときは、保険契約者が改めて保険者に対して保険金受取人を変更した旨の通知をする必要がある。

(注2) 任意規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第675条第1項、第677条第1項

#### ウ 遺言による保険金受取人の変更

イの にかかわらず、保険金受取人の変更は、遺言によってすることができるものとする。

による保険金受取人の変更は、遺言の効力が生じた後、保険契約者の相続人が〔全員で〕、又は遺言執行者が保険者に通知をしなければ、保険者に対抗することができないものとする。

(注1) どのような場合に による保険金受取人を変更する旨の意思表示があつたといえるかを法文上明確にすることについては、なお検討する。

(注2) 他人を被保険者とする生命保険契約においては、被保険者が死亡するまでの間(遺言の効力が発生した後(民法第985条参照)でもよい。)に被保険者の同意(アの 参照)がなければ、保険金受取人の変更の効力は生じないこととなる。なお、被保険者の同意は誰に対してすることになるのかについては、なお検討する。

(注3) は任意規定とする方向で、なお検討する。も基本的には任意規定とする方向で、なお検討する(ただし、遺言に関する規律に反する約定は許容されない。)。

現行商法の参考条文 なし

#### エ 保険事故発生前に保険金受取人が死亡した場合

保険金受取人が被保険者でない場合において、その保険金受取人が死亡した場合には、保険契約者は、保険金受取人の変更をしない旨の意思を表示していたときであっても、保険金受取人の変更をすることができるものとする。

保険金受取人が被保険者でない場合において、その保険金受取人が死亡したときは、保険金受取人の相続人を保険金受取人とするものとする。

(注1) は、現行商法第676条第2項とは異なり、保険金受取人の死亡後保険事故が発生する前に保険契約者が死亡した場合にも、原則としてその相続人が保険金受取人を変更することができることを前提としている(アの(注2)参照)。

(注2) の場合の権利の取得割合については、なお検討する。

(注3) 任意規定とする方向で、なお検討する。

**現行商法の参考条文 第676条**

### (3) 危険の増加 【各契約共通事項】

第2の2(1)と同じ。

(注) 被保険者の健康状態が悪化した場合にこの規律は適用されないものとするが、これを明確にすることについては、なお検討する。

**現行商法の参考条文 第656条、第657条、第683条第1項**

### (4) 危険の減少 【各契約共通事項】

第2の2(2)と同じ。

(注) 被保険者の健康状態が改善した場合にこの規律は適用されないものとするが、これを明確にすることについては、(3)と関連して、なお検討する。

**現行商法の参考条文 第646条、第683条第1項**

### (5) 保険金受取人等の意思による生命保険契約の存続

保険契約者の債権者(いわゆる解約返戻金請求権の差押債権者等)又は破産管財人等が保険契約の解除をしようとした場合に、(一定の者)は、保険契約者の同意を得た上で、保険契約の解除をすることができる者(保険契約の解除がされた後は保険者)に対して(一定の金額)を支払うことによって、契約を存続させることができる(契約の解除の効力発生前であれば契約の解除をすることのできないものとし、解除の効力発生後であれば契約の解除がされなかったものとみなす。)ものとする。

(注1) この手続を採った者は保険契約者としての権利義務を承継するものとし、保険者がこれについて反対の意思を表示した場合にはこの限りでないものとするが、後者の場合には、この手続を採った者の地位を確実なものとするための規律(例えば、保険契約者は保険金受取人の変更や保険契約の解除をすることのできないものとすること等)を設けた上で契約の存続を認めるものとする。

このほかの規律の具体的内容については、その法律構成や適用範囲（どのような契約を適用対象とし、また、いつまでこの手続を探ることができるものとするか等）を含め、なお検討する。

（注2）「一定の者」の範囲については、例えば、保険金受取人である被保険者の親族（民法第725条参照）とすることが考えられるが、保険契約者がこれに当たる場合の規律の在り方を含め、なお検討する。

（注3）「一定の金額」の具体的内容については、保険契約の解除をすることができる者の利益に配慮した金額又は保険契約を存続させるのに過不足のない金額である必要があることを踏まえて、なお検討する。

（注4）規律の性質については、これに反する約定で〔一定の者〕に不利なものは無効とする方向で、なお検討する。

（注5）現行商法第683条第1項において準用する同法第652条の規定については、第2の4(3)の（注1）参照。

現行商法の参考条文 第652条、第683条第1項

### 3 保険事故の発生による保険給付

#### （1）被保険者死亡の通知 【各契約共通事項】

保険契約者又は保険金受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その通知を発しなければならないものとする。

（注1）この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

（注2）この規律については、第2の3(2)の（注1）及び（注2）参照。

現行商法の参考条文 第681条

#### （2）保険金の支払時期 【各契約共通事項】

第2の3(7)と同じ（ただし、の「保険事故の発生並びに損害の有無及び額」を「被保険者の死亡」とし、の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者又は保険金受取人」とする。）。

（注）この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

現行商法の参考条文 なし（民法第412条参照）

#### （3）保険金請求権等の消滅時効 【各契約共通事項】

第2の3(8)と同じ。

（注）保険料積立金等の請求権の消滅時効については、4(5)の（注3）参照

現行商法の参考条文 第663条、第682条、第683条第1項

#### (4) 保険者の免責 【各契約共通事項】

保険者は、次に掲げる場合には、保険金を支払う責任を負わないものとする。

(ア) 保険契約者が故意に被保険者を死亡するに至らせたとき。

(イ) 被保険者が自殺によって死亡したとき。

(ウ) 保険金受取人が故意に被保険者を死亡するに至らせたとき。ただし、その者が保険金の一部を受け取るべき場合には、保険者は、その残額を支払う責任を免れることはできない。

(I) 戦争、内乱その他これらに準ずる変乱によって被保険者が死亡したとき。

(注1) 現行商法第680条第1項第1号の「決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行」は、法定の免責事由として掲げないものとする。

(注2) (1)に関し免責の範囲を一定の期間内の自殺に限定することについては、なお検討する。

(注3) この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

(注4) 規律の性質については、第2の3(9)の(注3)参照。

現行商法の参考条文 第640条、第680条第1項、第683条第1項

(保険事故の発生による保険給付関係後注)

1 保険金の請求や支払に関する契約法上の規律については、第2の3の(保険事故の発生による保険給付関係後注)1参照。 【各契約共通事項】

2 保険者に対する権利についての差押え禁止及び保険者の財産に対する一般先取特権については、第2の3の(保険事故の発生による保険給付関係後注)2参照。 【各契約共通事項】

## 4 生命保険契約の終了

#### (1) 保険契約者による任意解除 【各契約共通事項】

第2の4(1)と同じ。

現行商法の参考条文 第653条、第683条第1項

#### (2) 重大事由による解除(特別解約権) 【各契約共通事項】

第2の4(2)と同じ(ただし、の(ア)を「保険契約者又は保険金受取人が保険金を取得し、又は第三者に保険金を取得させる目的で故意に被保険者を死亡するに至らせ、又は至らせようとした場合」とし、(イ)の「被保険者」を「保険金受取人」とし、の「保険事故によって生じた損害をてん補する」

を「保険事故について保険金を支払う」とする。)

(注) (ア)は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

現行商法の参考条文 なし

(3) 保険者の破産 【各契約共通事項】

第2の4(3)と同じ。

現行商法の参考条文 第651条, 第683条第1項

(4) 解除の効力 【各契約共通事項】

第2の4(4)と同じ。

現行商法の参考条文 第651条第1項ただし書, 第653条, 第657条第1項ただし書, 第678条第2項, 第683条第1項

(5) 保険料積立金等の支払

保険期間満了前に保険契約が終了した場合には、保険者は、保険契約者に対し、将来の保険金の支払に充てるべき保険料をもとに算定した〔一定の金額〕を支払わなければならないものとする。

(注1) 「一定の金額」の具体的な内容については、契約の終了事由ごとに検討すべきであり、例えば、保険者の破産の場合((3)参照)には、保険契約の終了までに保険契約者が支払った保険料の総額のうち将来の保険金の支払に充てるべき保険料として相当な金額とすることが考えられるが、保険契約者による任意解除の場合((1)参照)には、保険契約において保険料の計算の基礎とされるべきものを維持するために必要な金額(保険契約者が契約の解除をしたこと等によって保険料の計算の前提が維持されない場合におけるその維持のために必要な金額)を考慮した規律を設けることが考えられるが、現行商法の規律との関係やその実効性を含め、なお検討する。

(注2) どのような契約をこの規律の適用対象とするかについては、なお検討する(なお、3(4)の(ア)の場合(保険契約者の故意による保険事故招致の場合)には、法律上は保険者において〔一定の金額〕の支払責任を負わないものとする。)。

なお、いわゆる保険料不可分の原則については、第2の4の(損害保険契約の終了関係後注)2参照。

(注3) 〔一定の金額〕の請求権は、〔2年間〕〔3年間〕行使しないときは、時効によって消滅するものとする(この規律については、第2の3(8)の(注1)及び(注2)参照。)。

(注4) 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

(生命保険契約の終了関係後注)

保険料不払による契約の解除の際の催告については, 第2の4の(損害保険契約の終了関係後注)3参照。【各契約共通事項】

(生命保険契約に関する事項関係後注)

- 1 団体生命保険契約にも1から4までの各規律が適用されるが,これに関する特別な規律を設ける必要性については,なお検討する。
- 2 生命保険契約についてほかに必要な契約法上の規律がないかについては,なお検討する。

#### 第4 傷害・疾病保険契約に関する事項

(傷害・疾病保険契約に関する事項関係前注)

- 1 第4では,傷害又は疾病を原因として被保険者が生存している間に一定額の保険金が支払われる契約を前提とした記載をしている。  
傷害・疾病的死亡給付に関する契約(第3の1(1)の(注2)参照)については,基本的に1(2)以下の規律と同様の規律を設けることを前提としている(契約法上これを生命保険契約として位置付けるべきか,傷害・疾病保険契約として位置付けるべきかについては,なお検討する。)が,異なる規律を設ける必要がある場合には,その内容を(注)に記載している。
- 2 現行商法には,傷害・疾病保険契約について直接規律する規定は設けられていない。

##### 1 傷害・疾病保険契約の成立

###### (1) 傷害保険契約及び疾病保険契約の意義

傷害保険契約は,当事者の一方が相手方又は第三者の傷害に関して一定額の金銭の支払〔その他の一定の給付〕をすることを約し,相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって,その効力を生ずるものとする。

疾病保険契約は,当事者の一方が相手方又は第三者の疾病に関して一定額の金銭の支払〔その他の一定の給付〕をすることを約し,相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって,その効力を生ずるものとする。

(注1) 及びの「その他の一定の給付」については,第3の1(1)の(注1)参照。

(注2) 及びは,「傷害」又は「疾病」を保険事故とし,又は保険事故の一部とする契約(例えば,入院給付金,高度障害保険金,後遺障害保険金等を支払う契約)を傷害・疾病保険契約とするものである(保険事故の内容については,3(1)の

（注1）参照。）が、この実質的内容の具体化については、なお検討する。

（注3）損害てん補方式の傷害・疾病保険契約に固有の規律を設けるかについては、第2の（損害保険契約に関する事項関係後注）1参照。

## （2）他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約

### ア 被保険者の同意

他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。ただし、〔一定の場合〕には、この限りでないものとする。

（注1）「一定の場合」の具体的な内容（被保険者が保険金受取人である場合（被保険者が生存している間に自ら保険金を受け取ることを前提とした契約である場合）はこれに当たると考えられるが、このほかにどのような場合に被保険者の同意を効力要件とする必要がないか）については、なお検討する（第3の1(2)のアの（注3）参照）。

（注2）この規律については、第3の1(2)のアの（注1）、（注2）、（注4）及び（注5）参照。

（注3）傷害・疾病の死亡給付に関する契約については、第3の1(2)のアの（注3）と同様の検討をする必要がある。

### イ 被保険者の意思による契約関係からの離脱

第3の1(2)のイと同じ。

（他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約関係後注）

未成年者を被保険者とする傷害・疾病の死亡給付に関する契約の規律については、第3の1(2)の（他人を被保険者とする死亡保険契約関係後注）参照。

## （3）危険に関する告知 【各契約共通事項】

第2の1(3)及び第3の1(3)と同じ。

## （4）第三者のためにする傷害・疾病保険契約 【各契約共通事項】

第3の1(4)と同じ（第2の1(4)参照）。

## （5）保険金受取人の指定

第3の1(5)と同じ。

## （6）遡及保険 【各契約共通事項】

第2の1(5)及び第3の1(6)と同じ(ただし, 第2の1(5)の「保険事故による損害をてん補する」を「保険事故について保険金を支払う」とし, (ア)の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者, 被保険者又は保険金受取人」とする。)。

(7) 傷害・疾病保険契約の無効・取消しによる保険料の返還 【各契約共通事項】

第2の1(6)及び第3の1(7)と同じ(ただし, 第2の1(6)の(ア)の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者, 被保険者又は保険金受取人」とする。)。

(8) 保険証券 【各契約共通事項】

第3の1(8)と同じ(第2の1(7)参照)。

(傷害・疾病保険契約の成立関係後注)

1 保険契約の募集や締結の際の契約法上の規律については, 第2の1の(損害保険契約の成立関係後注)及び第3の1の(生命保険契約の成立関係後注)参照。 【各契約共通事項】

2 いわゆる契約成立(責任開始)前発病不担保条項(契約成立(責任開始)後に生じた疾病についてのみ保険金を支払い, 又は契約成立(責任開始)前に疾病が生じていたときは保険者を免責とする旨の条項をいう。)に関する契約法上の規律を設けることについては, 保険者の担保範囲の問題であることや危険に関する告知の規律(3)参照との関係を踏まえて, なお検討する。

2 傷害・疾病保険契約の変動

(1) 保険金請求権の譲渡等

第3の2(1)と同じ(ただし, 「死亡保険契約」を「傷害・疾病保険契約」とする。)。

(2) 保険金受取人の変更

第3の2(2)と同じ(ただし, アの の「死亡保険契約」を「傷害・疾病保険契約」とする。)。

(3) 危険の増加 【各契約共通事項】

第2の2(1)及び第3の2(3)と同じ。

(4) 危険の減少 【各契約共通事項】  
第2の2(2)及び第3の2(4)と同じ。

(5) 保険金受取人等の意思による傷害・疾病保険契約の存続  
第3の2(5)と同じ。

### 3 保険事故の発生による保険給付

(1) 保険事故発生の通知 【各契約共通事項】

保険契約者、被保険者又は保険金受取人は、保険事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その通知を発しなければならないものとする。

(注1) 「保険事故が発生したこと」に関し、傷害・疾病保険契約の中には、傷害又は疾病が保険期間中に発生すれば、入院・高度障害等が保険期間満了後に生じた場合にも保険金を支払う契約と、傷害又は疾病に加えて、入院・高度障害等が保険期間中に生じた場合に保険金を支払う契約があることから、「保険事故」の内容については、なお検討する（傷害・疾病保険契約における保険事故の内容については、他の項目においても検討する必要がある。）。

(注2) この規律については、第2の3(2)の(注1)及び(注2)参照。

(2) 保険金の支払時期 【各契約共通事項】

第2の3(7)及び第3の3(2)と同じ（ただし、第2の3(7)の「保険事故の発生並びに損害の有無及び額」を「保険事故の発生」とし、の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者、被保険者又は保険金受取人」とする。）。

(3) 保険金請求権等の消滅時効 【各契約共通事項】

第2の3(8)及び第3の3(3)と同じ。

(4) 保険者の免責 【各契約共通事項】

保険者は、次に掲げる場合には、保険金を支払う責任を負わないものとする。

(ア) 保険契約者の故意又は重大な過失によって保険事故が発生したとき。

(イ) 被保険者の故意又は重大な過失によって保険事故が発生したとき。

(ウ) 保険金受取人の故意又は重大な過失によって保険事故が発生したとき。

ただし、その者が保険金の一部を受け取るべき場合には、保険者は、その残額を支払う責任を免れることはできない。

(I) 戦争,内乱その他これらに準ずる変乱によって保険事故が発生したとき。

(注) この規律については,第2の3(9)の(注2)及び(注3)参照。

(保険事故の発生による保険給付関係後注)

1 保険金の請求や支払に関する契約法上の規律については,第2の3の(保険事故の発生による保険給付関係後注)1及び第3の3の(保険事故の発生による保険給付関係後注)1参照。 【各契約共通事項】

2 保険者に対する権利についての差押え禁止及び保険者の財産に対する一般先取特権については,第2の3の(保険事故の発生による保険給付関係後注)2及び第3の3の(保険事故の発生による保険給付関係後注)2参照。 【各契約共通事項】

#### 4 傷害・疾病保険契約の終了

(1) 保険契約者による任意解除 【各契約共通事項】

第2の4(1)及び第3の4(1)と同じ。

(2) 重大事由による解除(特別解約権) 【各契約共通事項】

第2の4(2)及び第3の4(2)と同じ(ただし,第2の4(2)の(ア)を「保険契約者,被保険者又は保険金受取人が保険金を取得し,又は第三者に保険金を取得させる目的で故意に保険事故を発生させ,又は発生させようとした場合」とし,(1)の「被保険者」を「保険金受取人」とし,の「保険事故によって生じた損害をてん補する」を「保険事故について保険金を支払う」とする。)。

(注) 傷害・疾病の死亡給付に関する契約については,被保険者の故意(自殺)を解除事由の例示には掲げないものとする(第3の4(2)参照)。

(3) 保険者の破産 【各契約共通事項】

第2の4(3)及び第3の4(3)と同じ。

(4) 解除の効力 【各契約共通事項】

第2の4(4)及び第3の4(4)と同じ。

(5) 保険料積立金等の支払

第3の4(5)と同じ。

(傷害・疾病保険契約の終了関係後注)

保険料不払による契約の解除の際の催告については、第2の4の（損害保険契約の終了関係後注）3及び第3の4の（生命保険契約の終了関係後注）参照。【各契約共通事項】

（傷害・疾病保険契約に関する事項関係後注）

- 1 団体傷害・疾病保険契約については、第3の（生命保険契約に関する事項関係後注）1参照。
- 2 傷害・疾病保険契約についてほかに必要な契約法上の規律がないかについては、なお検討する。